平成２０年（フ）第１８８９号
神戸市西区学園西町７－１アクティ学園西町第733号棟第105号室、住民票上の住所兵庫県小野市大島町724番地
破産者　田中　忠喜
1　決定年月日　平成21年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５１６号
兵庫県三木市志染町西自由が丘２丁目379番地　志染団地10号棟201号、開始決定時の住所兵庫県三木市吉川町みなぎ台１丁目32番地の７
破産者　橋野新二郎
1　決定年月日　平成21年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６６５号
神戸市北区ひよどり台５丁目７番地　市営ひよどり台住宅64―204号、開始決定時の住所神戸市北区鈴蘭台東町３丁目４番42号
破産者　萬代キン子（旧姓田代）
1　決定年月日　平成21年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７０２号
神戸市灘区篠原伯母野山町３－６―13　森のハイツ壱番館103号、住民票上の住所大阪府吹田市長野東８番20号
破産者　大崎　育生
1　決定年月日　平成21年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７０３号
神戸市灘区篠原伯母野山町３－６―13　森のハイツ壱番館103号、住民票上の住所大阪府吹田市長野東８番20号
破産者　大崎よし子
1　決定年月日　平成21年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１３１号
神戸市北区緑町７丁目１番27号　コスモ神戸緑町715号
破産者　市原信重こと　宋　　信重
1　決定年月日　平成21年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１８９７号
広島市安佐南区毘沙門台３丁目７番19号
破産者　松永　秀逸
1　決定年月日　平成21年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第３２号
沖縄県名護市字仲尾次317番地
破産者　花城　清春
1　決定年月日　平成21年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第２５０号
北海道空知郡上富良野町南町３丁目４番13号
破産者　斎藤　譲二
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９２号
北海道旭川市豊岡10条３丁目３番16号
破産者　宮西　絵梨（旧姓野坂・水野）
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０３号
北海道名寄市西７条南10丁目28番地29
破産者　窪田　眞志
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８５０号
仙台市太白区袋原字堰場34番地の12
破産者　山田　信和
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４３号
宮城県大崎市古川北町２丁目５番23―501号ノースシティ21、開始決定時の住所宮城県大崎市古川旭３丁目６番10号　ブルーマーシュ旭Ⅱ305号
破産者　佐藤　浩司
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１２８号
秋田県湯沢市上院内字町後176番地
破産者　鈴木　純二
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１２９号
秋田県湯沢市上院内字町後176番地
破産者　鈴木　信雄
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１３０号
秋田県湯沢市上院内字町後176番地
破産者　鈴木由輝子
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１４２号
秋田県横手市雄物川町東里字東里西４番地２
破産者　佐藤　博之
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２０年（フ）第８３号
山形県東置賜郡高畠町大字元和田238番地
破産者　我妻　敏彦
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２０年（フ）第２１号
福島県郡山市緑町１番18号
破産者　板谷　良彦
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係